

告 発 状

平成30年4月5日

告発人 志 岐 武 彦

黒 薮 哲 哉

告発人 住所 〒

志岐 武彦

生年月日昭和17年5月19日

電話番号

〒

黒薮 哲哉

生年月日 昭和33年1月14日

電話番号

被告発人 住所 〒

高市早苗

衆院議員

生年月日 昭和36年3月7日

第1 告発の趣旨

被告発人の下記の告発事実に記載の所為は、所得税法238条第1項違反に該当すると思料しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告発いたします。

第2 告発事実

被告発人は、平成5年から現在に至るまで7期衆議院議員を務め、かつ「自由民主党奈良県第二選挙区支部」の代表であるが、同支部の会計責任者らと共謀の上、租税特別措置法41条の18に基づく寄付金控除の特例を利用して不正に所得税還付金を受領することを企て、

- 1 平成24年11月20日に1000万円及び同年12月17日220万円を寄付と称して同支部から被告発人の元に移動させ、平成24年12月25日に1000万円を寄付と称して同支部に移動し、平成25年2月15日から3月15日の確定申告時期に、被告発人が同支部に対し平成24年に1000万円を寄付した旨を記した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付し、奈良税務署に対し、1000万円の寄付はあらかじめ移動された1220万円の一部を同支部に戻したと解されるから実質の寄付とみなされないのに、かつ、被告発人が同法の「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められるものは除く」に該当し所得税の還付請求ができないのに、還付を請

求し、平成24年に2,999,400円の還付金を受け、
2 平成25年3月12日に300万円を寄付と称して同支部に移動し、平成26年2月15日から3月15日の確定申告時期に、被告発人が同支部に対し平成25年に300万円を寄付した旨を記した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付し、奈良税務署に対し、被告発人が同法の「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められるものは除く」に該当し所得税の還付請求ができないのに、還付を請求し、平成26年8月9,400円の還付金を受け、
もって、偽りその他の不正の行為により、所得税の還付金を受けたものである。

第3 告発に至る経緯

(1) 平成21年、「自由民主党奈良県第二選挙区支部」に16,184,225円を寄付することにより、翌年に4,864,600円の所得税還付金を受けたこと

告発人は、江藤貴教氏が主宰するブログ「エコニュース」(添付1)と平成21年「自由民主党奈良県第二選挙区支部」(以下「支部」という)の収支報告書を見て、平成21年8月10日に580万円及び同年8月28日200万円を、寄付と称して「支部」から被告発人に移動させ(添付2)、平成21年に6回に分け計16,184,225円を寄付と称して「支部」に移動し(添付3)、平成22年2月15日から3月15日の確定申告時期に、被告発人が「支部」に対し平成21年に16,184,224円を寄付した旨を記した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付し、奈良税務署に対し、租税特別措置法41条の18に基づいて還付を請求し、平成22年に4,864,600円の還付を受けたことを知った。

(2) 平成24年、被告発人は、予め「支部」から1220万円を受け取り、その直後に「支部」に1000万円を寄付することにより翌年に2,999,400円の税還付を受けたこと

告発人は、奈良県選挙管理委員会から情報公開請求にて得た平成24年の支部収支報告書(添付4)及び「寄附金(税額)控除のための書類」(添付7)を見て、被告発人が、平成24年11月20日に1000万円及び同年12月17日220万円を寄付と称して「支部」から被告発人の元に移動させ(添付5)、平成24年12月25日に、寄付と称して1000万円を同支部に移動し(添付6)、1220万円の一部を同支部に戻したと解されるから実質の寄付とみなされないのに、平成25年2月15日から3月15日のそれぞれの確定申告時期に、被告発人が同支部に対し平成25年に1000万円を寄付した旨を記した「寄附金(税額)控除のための書類」(添付7)を添付し、奈良税務署に対し、租税特別措置法41条の18に基づいて、還付を請求し、平成25年に4,864,600円の還付を受けたことを知った。

(3) 平成25年、被告発人は、「支部」に300万円を寄付することにより、翌年に899,400円の税還付を受けたこと

被告発人は、奈良県選挙管理委員会から情報公開請求にて得た平成25年の支部収支報告書(添付8)及び「寄附金(税額)控除のための書類」(添付10)をみて、被告発人が、平成25年3月12日に寄付と称して300万円を同支部に移動し(添付9)、平成26年2月15日から3月15日のそれぞれの確定申告時期に、被告発人が同支部に対し平成25年に300万円を寄付した旨を記した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付し、奈良税務署に対し、租税特別措置法41条の18に基づいて、還付を請求し、平成26年に899,400円の還付を受けたことを知った。

- (4) 被告発人のいずれの税還付も、租税特別措置法41条の18における「寄付者に特別な利益が及ぶと認められる場合」に該当し、同法違反であるから、所得税法違反となること

被告発人の税還付が、租税特別措置法41条の18第1項における「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められるものを除く」に該当すれば、租税特別措置法違反である。租税特別措置法違反であれば、「偽りその他の不正の行為」に該当すると判断できるから所得税法違反である。

「特別な利益」をどのように解釈するかについては、法律等においてなんら明らかにされていないが、立法の趣旨からすれば、団体から、一般寄付者以上の特別な利益(寄付による見返り)が得られる立場にある寄付者の税還付を防止するためにあると解される。

被告発人は、「支部」の代表者であり、「支部」の資金を自由に使えるからまさにその立場にあったと考えられるが、以下の事実からも、「特別な利益」があったと認められることは明らかである。

- ① 平成24年に、被告発人が、支部に1000万円を寄付する直前に、支部から1220万円を自己の元に移動させたこと(被告発人は「支部」から1220万円もの利益を得ている)

「自由民主党奈良県第二選挙区支部」(以下「支部」という)の平成24年の収支報告書(添付2)によると、被告発人は、平成24年12月25日に1000万円を「支部」に寄付しているが(添付3、被告発人の名前は旧戸籍名の山本早苗となっている)、その直前に、「支部」の代表である被告発人は、自らの裁量で、支部から11月20日に1000万円、12月17日220万円を寄付と称して自己の元に移動させている(添付4)。被告発人はこの1220万円を自己が候補者になった衆院選挙の費用として使ったといっており、自己のために使ったことを認めている。このことは、寄付者である被告発人が「支部」から1220万円もの「特別な利益」を得ていたということである。

この事実は、寄付者としての被疑者が租税特別措置法41条の18における「寄付者に特別な利益が及ぶと認められる場合」に該当していることを示す決定的な証拠である。

② 被告発人は「支部」の資金を専ら自己の政治活動のために使用していたこと

被告発人は、「支部」の代表であるから、「支部」の資金を自己のため自由に使うことができる立場にある。

実際にも、申立人らが、被告発人が代表を務める3つの団体である「支部」「新時代政策研究会」「高市早苗連合後援会」の平成24年の「収支報告書」(添付4、、11、12)を調査したところ、以下の事実が判明した。

ア 「支部」の支出を見ると、そのほとんどが奈良の事務所(被告発人の政治拠点)の経費で占められていた。

イ 「新時代政策研究会」は、被告発人の寄付金集めと政治資金パーティーの開催等が主な業務であり、支出はその業務を行うための経費で占められている。

ウ 「高市早苗連合後援会」の収入は、「新時代政策研究会」からの寄付280万円のみであり、支出にはわずかな後援会としての経費が計上されている。

エ 3つの団体の資金収支の実態からすれば、被告発人の事務所の経費及び政務活動費の全てが「支部」の資金から支払われていることが判明した。

これは、被告発人が代表を務める「支部」の収支報告書は、「支部」とあるが、その中身は被告発人の事務所の収支報告書であり、要するに、「支部」の財布と被告発人の事務所の財布は同一であるということができる。

以上のとおり、被疑者は「支部」の資金を専ら被疑者の政治活動に使用していたと認められるから、被疑者は「支部」から「特別な利益」を得られる立場にあり、実際にも「特別な利益」を得ていたということになる。

(5) 被告発人の1000万円の寄付(平成24年)は、真実(実質)の寄付でなく、それをもって税還付するのは「偽りその他不正の行為」に該当し、この点も所得税法違反となること

平成24年に、被告発人は、自らの裁量で、支部から自己の元に1220万円を移動させてから、被告発人から支部に1000万円を移動させこの1000万円を寄付と称し、所得税の還付金を受け取った。

被告発人は、この1220万円を自己が候補者になった衆議院選挙に使ってしまっ、1000万円は別途自己の資金を移動したとしているが、このことが事実であったとしても、直前に1220万円を自らの裁量で自己の元に移動した事実があるから、1000万円は税還付が認められる寄付ではない。

言い換えると、平成24年収支報告書上で被告発人⇄「支部」の間での寄付と称する資金移動を見ると、被告発人は「支部」から220万円をもらいすぎており、被告発人が「支部」に寄付した実質の額はマイナス220万円である。

上記で述べたように、1000万円の寄付は、真実(実質)の寄付とはいえないから、この1000万円をもって税還付をする行為は「偽りその他不正の行為」に該当することは明らかである。

第4 罪名および罰条

所得税法 238 条第 1 項違反

第5 証拠資料

- 添付1 エコニュース「高市早苗総務大臣、自らが代表の自民党支部に寄付し2982万円ぶんを税還付処理」
- 添付2 平成21年「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書のページ47 支出の部(その15)政治活動費の内訳 行番号1、2
- 添付3 平成21年「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書のページ6 収入の部(その7)(7)寄付の内訳 行番号1、3、14、15、16、17、18
- 添付4 平成24年「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書
- 添付5 添付4の37ページ支出の部(その15)政治活動費の内訳 行番号1、2
- 添付6 添付4の7ページ 収入の部(その7)(7)寄付の内訳 行番号25
- 添付7 「寄附金(税額)控除のための書類」(平成24年寄付分)
- 添付8 平成25年「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書
- 添付9 添付8の5ページ 収入の部(その7)(7)寄付の内訳 行番号1
- 添付10 「寄附金(税額)控除のための書類」(平成25年寄付分)
- 添付11 平成24年「新時代政策研究会」収支報告書
- 添付12 平成24年「高市早苗連合後援会」収支報告書